

鳥取市水道局告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、鳥取市水道事業の業務に係る公金の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定により告示する。

令和6年5月1日

鳥取市水道事業管理者 武田 行雄

- 1 委託した公金の種類
水道料金及び配水管移設等負担金
- 2 受託者の氏名、委託した事務の範囲及び委託期間

受託者の氏名	委託した事務の範囲	委託期間
村上 芳男 松本 慶太 清水 正良	水道料金及び配水管移設等負担金の収納事務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで